

## 3 本 編

### 第1章 理念・目的

#### 1. 理念・目的等

##### (1) 現 状

###### ア 目的・目標

第1章では、基準協会の定めに従い、目的・目標の設定を行わない。

###### イ 現 状

###### (ア) 理念・目的の確立

明治大学は2006年に創立125周年を迎えた。本学は、1881（明治14）年1月17日、近代国家としての自立が急務となるなか、まだ30歳たらずの青年法律家であった、岸本辰雄、宮城浩蔵、矢代操によって明治法律学校として創立したのである。当時は、自由民権運動のさなか、天賦人権が声高に叫ばれ、国会開設運動が全国的に展開された時代であった。こうした時代のなかで、創立者たちはフランス人法学者ボアソナードに師事し、また岸本、宮城の両名は留学して近代フランス法学を修めた。その3人は、わが国近代の草創期に自由・平等の人権思想を基礎とした近代フランス法学の普及が急務であるという認識をもって、「わが国の近代市民社会を担う聡明な若者を育てたい」という想いで、本学を創立したのである。このことは『明治法律学校設立ノ趣旨』において「社会ノ権利自由」の自覚を唱え、日本近代化の根本として法学教育の重要性を強調し、「公衆共同シ大ニ法理ヲ講究シテ其真諦ヲ拡張」するため「同心協力一校ヲ設立」したとの記述に現れている。

その後、明治法律学校は、産業構造の変化に伴う商業・貿易実務等実業に対応した「商科」を増設し、1903（明治36）年、専門学校令による文部省の認可を得て「明治大学」に昇格した。開校に当たり、岸本校長は『明治大学の主義』によって「官立は全く私立に勝るとも断言するを得ず敷地の広き建築の大なる器具図書等の備われる又紀律の厳なる凡そ此等形式上の事項は官立固より概して私立に勝るへし然れとも学問の独立、自由を保ち自治の精神を養ひ人格の完成を謀ることは私立却て官立に勝ること」と主張し、ここにおいて「学問の独立、自由、自治の精神」を明治大学の建学の精神として追加したのである。さらに、岸本校長は「学校教育なるものは此の如く知識を学生に注入するに非ずして却て学生の知識を開発するに過ぎず諸君が最後の教育者、最上の教育者は諸君自身たることを記憶せんことを要す」と述べ、本学の教育方針を「開発主義にして又自由討究主義なり」としたのである。

ここにおいて、『明治法律学校設立ノ趣旨』で示された「権利自由」、『明治大学の主義』で述べられた「独立自治」は、本学の理念・目的として確立し、その後の本学発展の礎として今日まで連綿として受け継がれている。

###### (イ) 理念・目的の検証

1990年代以降、大学教育を取り巻く社会環境は大きく変化した。その象徴的な第一歩

は、1991年2月に大学審議会から答申された「大学教育の改善について」を受けて実施された大学設置基準の一部改正、いわゆる「大綱化」であったといえる。これにより、大学は規制緩和に伴う「自主的な大学改革」が求められるようになった。

これらの大きな社会環境の変化のなか、明治大学は1980年代以降、学内に見出される諸欠陥を「教学優先」の原則に基づいてその都度解決し、新たな改革を試みてきた。その嚆矢となったのは、1990年の木村礎学長による『明治大学の教育と研究』の発行・提示であった。それは、本学の教育理念、教育組織、教育活動、研究活動、付属機関、教授会と教員人事について現状を明らかにしたものであり、本学の自己点検・評価の原点ともいえる。以降、本学は「教学優先」の原則のもと、自己点検の繰り返しの中で、歴代の首長によりさまざまな取り組みが実施され、大学改革を推進してきた。

このなかで建学の理念の再検証を積極的に行い、2000年度に新たに建学の精神を具体的に表現する『『個』を強くする大学』という教育目標を掲げた。この『『個』を強くする大学』とは、激動と混迷の現代に本学の建学の理念である「権利自由」「独立自治」を改めて顕現化した教育目標であり、教育実践である。21世紀を自分らしく生きるための人材育成の具体的目標として、「明日を切り拓く原動力となる強い『個』。自分らしさを見つける、自分らしさを磨く、自分らしさを活かす。そして、人に頼らず、自分自身の力で、自分らしく生きていく」ための強い『個』こそが未来を創り出すという教育方針である。また、納谷廣美学長は、2005年度の学長方針で、この教育方針を実現していく政策スローガンとして、本学が「グローバル・コモン」となることを宣言し、現在、本学は社会と共に生き、社会に貢献し、地球市民の一員としての役割を担う人材を育てるために、そして世界中の多様な人々が集い、語らうことのできる場としての「グローバル・コモン」であることを目指している。

2008年4月施行の大学設置基準等の改正において、大学による人材養成の目的その他の教育研究上の目的の制定及び公表が義務化されることとなったが、当改正を受け、全学的に人材養成等の目的について再検討し、学科ごとの人材養成の目的その他の教育研究上の目的を学則に規定（別表9関係）し、2008年10月に施行した。また大学院についても、2007年4月施行の大学院設置基準の改正において、各大学院による人材養成の目的その他の教育研究上の目的の制定及び公表が規定されたため、大学院学則（別表4）に規定し、2009年4月に施行した。

### （ウ） 理念・目的の具体化

人材育成の具体的目標である「『個』を強くする大学」の実現に向けて、2004年には、新学部「情報コミュニケーション学部」及び法科大学院等の3専門職大学院を開設した。この年、新たに就任した納谷学長は、「外部評価に耐えうる大学を目指すべきである。」との新たな大学改革の方針を打ち出した。その内容は、「①大型研究プロジェクトやCOEなどにも十分に適応しうる研究環境の整備、②和泉キャンパスにおける教育研究環境に関するランドデザインの策定とその具体化、③法科大学院など社会の流動性に応じたプロフェッショナル教育の体系化と教育内容、④研究成果の社会への還元、⑤アカデミーコモンを拠点とする生涯教育の展開、⑥国際共同研究など国際交流事業の推進、⑦学生の生活環境の改善、⑧社会的関心が高いスポーツ振興」など教学が取り組むべき課題を具体的に提示したものであり、大学改革に向けた長中期に達成すべき戦略ビジョンである。このビジョンは学長が毎年度策定する「年度計画書」に取り入れられ、(1) 教学運営体制の整備、(2) 教育体制の整備、(3) 研究体制の整備、(4) 大学の社会貢献を

## 全学報告書

四つの具体的な基本方針となって、毎年着実に改革に取り組んでいる。

重要課題の推進にあたっては、学部教授会、大学院委員会及び研究科委員会（研究科教授会）を基礎として、学部長会及び連合教授会にて全学的な合意形成を行っている。さらに、機能別に設置された全学的な委員会である教務部委員会、学生部委員会、各種委員会・本部会議、学長スタッフ会議等で合意形成を行っており、迅速な課題解決を図っている。これら教学諸機関は、法人理事会及び評議員会との緊密な連携を保ち、施策の実施を確実なものとしている。これは、2004年4月発足した法人理事会の方針に学長方針が取り入れられていることに示される。つまり①健全な財政計画、②三長制見直し等の制度改革、③事務機構の再編、④給与体系の見直し、⑤広報活動の充実、⑥和泉地区のランドデザイン、⑦付属校・系属校の充実策、⑧優位な研究体制の確立、⑨スポーツ・国家試験の強化である。

2008年度においても、各種会議体を通じて不断に大学の理念・目的・教育目標について検討・見直しを行っている。2008年度は学長方針において「特に研究・知財戦略機構の下での研究を重視し（以下略）」とあるように研究面での検討を推進したが、その結果は、2007年度に制度化した特別研究推進インスティテュートの第1号となった「先端数理科学インスティテュート（MIMS）」が中心となって、2008年6月に、「平成20年度グローバルCOEプログラム」の採択を受けた。理念、目的の検証・見直しは、本学初の採択に結実したものである。教育体制の整備にかかる新学部等の設置計画では、2008年4月に国際日本学部、教養デザイン研究科、情報コミュニケーション研究科、さらに理工学研究科新領域創造専攻を開設し、学生の受け入れを始めた。また、農学部農業経済学科は、21世紀における基礎的で重要な「食料と環境」をめぐる諸問題を社会科学の側面から考究するという学科の教育の目的・内容を明確にするため、2008年度にカリキュラムの大幅な改定を行うと同時に学科名称を食糧環境政策学科に変更した。

加えて設置大綱が承認されているユビキタス・カレッジ、スポーツ科学部（仮称）の設置、また、先端数理科学研究科（仮称）、教員養成専門職大学院の設立についても検討が進められている。

学科・コースの見直しに加え、文部科学省の教育改革支援事業（GP）の採択によって特色ある教育課程を編成し、理念・目的の具現化を図っている。

2008年度には、商学部（教育GP）、大学院文学研究科（大学院GP）が採択を受け、理念・目的に沿った本学独自の教育課程を新たに構築している。また、正課教育外の取り組みとして、「M-Navi プログラム」（2007年度学生支援GP）では、新入生合宿、六大学野球観戦や、箱根駅伝予選会応援、箱根駅伝応援を企画し、個々の学生のアイデンティティの確立と大学コミュニティへの帰属意識とを結びつけ、本学で学ぶ意味を体験させるプログラムを実施している。なお、このプログラムでは、参加学生にアンケートを実施して、目的・目標の達成度の点検も行われており、次年度に向けての改善に繋げている。また、社会貢献の分野でも、リバティアカデミー（2007年度社会人学び直しGP）が採択を受け、「社会に開かれた大学」という本学の理念を具現化するため、地域活性化に資する社会人教育を行っている。

これらGPにはそれぞれ評価委員会が設置され、常時、諸活動の見直し・検証が行われている。その成果は、「明治大学採択GP事例報告『GPの点検・評価』—教育改革の実質化に向けたGPの点検・評価の取り組み—」（教育改革支援本部主催）として、2009年4月に報告会を開催する予定である。

### (エ) 理念・目的の周知方法

これら建学の理念や目的及び教育目標は、学部シラバス、学部便覧を通じて在學生に周知し、1997年からは学部間共通総合講座として「日本近代史と明治大学」も開講している。また、学生向け広報誌「M-Style」によって周知を図ったり、図書館では明大文庫を設置したりして明大関連のアーカイブを構成、大学史、学部の百年史などを学生の閲覧に供している。さらに、M-Naviプログラムへの学生の参加を促すべく、その多様化や内容の豊富化に取り組んでいる。案内ポスターの学内掲示や上記「M-Style」、ホームページ等を使った募集によって、参加者は毎回定員を満たしている。その他、さまざまな記念行事を通じて建学の理念・目的の歴史的意義を周知している。受験生に対しては、『大学ガイド』『学部ガイド』のほか、オープンキャンパス等で紹介し、在學生父母や卒業生には広報紙「明治大学広報」（月刊）及び広報誌『雑誌明治』（季刊）を通じ、さらに前者は父母会懇談会への教職員の派遣、後者は校友会全国大会や各支部総会への教員の派遣、ホームカミングカミングデーなどを通じて周知している。新任教職員には、新任研修において建学の理念・歴史などを示している。

この他、これらを含めたステークホルダーとしての社会一般を対象にホームページを通じて広く発信している。そして、何よりも「明治大学校歌」には「権利自由」「独立自治」の一節が詠われ、建学の理念として本学のシンボルとなっているのである。

### ウ 長 所

これまで本学は、「権利自由」「独立自治」の建学理念に基づき、「『個』を強くする大学」という教育目標のもと、常に時代の要請に応えながら、明治法律学校創立以来、多様な改革を推進している。特に、2004年以降の新学部、新研究科の設置に見るように、近年の急速な社会変動に的確に呼応している。さらに、この教育目標は、各学部・各研究科の特色を活かしたプログラムに反映されつつある。

その結果、現在までに40万人を超える卒業生を、法曹界、実業界はいうに及ばず、スポーツ界、芸能界等々にも多才な人材を輩出している。本学の建学理念・目的が、人材育成で目に見える形で発揮されており、人材養成の等の目的として適切である。

2008年10月に実施された日経進学navi「高校生『大学イメージランキング』」では、全国及び東日本部門で総合第1位となり、高校生の視点からも近年の教育改革が評価されている。

さらに、2007年度（昨年度）自己点検・評価報告書において問題点として指摘し、改善方策を立案した「人材養成等の目的を校規上、明確にすること」は、2008年度に実施され、見直しや改善を着実に進展させたと言える。

また「権利自由」「独立自治」の建学理念に基づき、教育目標の検証が常に行われており、学長方針等において、わかりやすい表現で、学内外に周知されている。

### エ 問 題 点

本学の理念・目的・教育目標である、「権利自由」「独立自治」という建学理念、そして「『個』を強くする大学」という教育目標は、『学部シラバス』『学部便覧』に周知されているが、2007年度の認証評価結果において、その検証は必ずしも十分ではなく、より一層の浸透を図ることが指摘されている。

## (2) 改善方策

- (1) より一層の浸透を図るために、学部・研究科の特性と個性、それを担う個々の教育の特性と個性を前提として、現状の反省や改善、また、新規の取組みの方向性を示すために、全学の教育目標をよりわかりやすく提示する方策を継続して実施する。
- (2) 「個を強くする大学」という教育目標についても、教育開発・支援センター等を中心に、中期的な具体的な目標を示し、人材育成の具体的展開をはかるための検討を行う。

## 2. 理念・目的等の検証

### (1) 現 状

#### ア 目的・目標

第1章では、大学基準協会の定めに従い、目的・目標の設定を行わない。

#### イ 現 状

本学は周年ごとに教育理念等の歴史的検証を行ってきたが、1962（昭和37）年に歴史編纂資料室（現「大学史資料センター事務室」）を設置し、1977（昭和52）年には創立100周年を目指した本格的な『明治大学百年史』編纂に向けた作業が開始された。その成果として1980（昭和55）年に『図録明治大学百年』、1981（昭和56）年には『明治大学史紀要』第1号（第13号まで刊行）等を刊行した。このような史料に裏付けられた背景のもと、特に建学の理念や教育目標の検証も意識的になされるようになり、1990年には現在の自己点検・評価の原点ともいえるべき『明治大学の教育と研究』を学長のもとで編集し刊行している。

また、本学は1991年の大学設置基準の改正を受け、教育基本法及び学校教育法に基づき、1992年に「教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する」（同条2）旨の学則改正を行った。この学則改正を受け、本学は自己点検・評価の実施に向けた活動を開始し、1997年度に大学基準協会への相互評価を申請・認定を得た。この結果と成果を受け、自己点検・評価体制（システム）の在り方を再度見直し、改めて自己点検・評価活動を弛みない大学改革の一環として位置づけ、1998年以降、恒常的な自己点検・評価を実施している。そして、2007年には同協会の大学評価（認証評価）を受審し、2007年3月11日付けで適格判定を受けた。

しかし、この認証評価において、理念・目的の検証については必ずしも十分ではなく、より一層の浸透を図ることが指摘されており、2008年度には、『改善アクションプラン（3ヵ年計画）』を策定し、計画的に改善に向けた活動を行っている。

#### ウ 長 所

大学改革の方針や目的等は、毎年度実施されている『教育研究に関する年度計画書』の作成時に検証もなされ、さらに実際の教育・研究に反映されながら現場での検証もなされている。また、各学部等においては、学部ガイドの作成時や周年行事などを教育目標見直しのきっかけとしている。

2008年度は、大学設置基準等の改正に対応して、人材養成等の目的を検討し、学科ごとの目標を学則に規定した。

#### エ 問 題 点

認証評価結果では、『建学の精神・教育目標は『学部シラバス』『学部便覧』等を通じて広く周知されているが、その検証は必ずしも十分ではなく、より一層の浸透を図ることが求められる』という指摘や、2006年度の自己点検・評価結果に対する評価委員会か

らの評価でも『個を強くする、という教育目標の成果について、その具体的な成果を示す点など、なお改善の余地が残されている。』という指摘がある。また、2007年度の評価委員会評価結果においても、『「権利自由」「独立自治」という建学の精神を具体化させている諸活動を抽出し、教育・研究、社会連携活動の指針等を定め、生き生きとした学生、教員の姿に焦点をあてた理念・目的の検証方法を検討すべきである』と指摘を受け、課題となっている。

学生への周知の1つとして、正課教育では、学部間共通総合講座「近代史と明治大学」などを実施しているが、その成果について検証する基準や仕組みは不十分である。キャリア教育を始めとする正課外教育においても、建学の精神を意識した活動が重要であり、その検証システムについても今後の課題となっている。

## (2) 改善方策

建学理念の学生への周知の1つに、「学部間共通総合講座」の実施があるが、建学の理念と現在のカリキュラムとのつながりが、意識されているかどうかの検証は不十分である。周知の実質化を図るために、「権利自由」「独立自治」を具体的に表現する「『個』を強くする大学」という目標に基づく教育実践が、本学の全教育課程の中で、どのカリキュラムや課程で行われているのかを明示することが重要である。その上で、個別の教育実践において建学の理念の周知が着実に行われているのか、検証する仕組みづくりを検討する。

大学全入時代の到来は、正課教育外の部分でも、学生の就職等、進路実現に向けた取り組みが必要になっている。本学はすでに「全学版インターンシップ」及び「キャリアアップ」講座を開講し、2006年度には「就職・キャリア形成支援センター」を設置、2007年度には、事務組織上も、キャリア形成と就職指導を同一部門とする等、学生のキャリアアップの形成を、学部等の教育に取り込みつつある。こうした正課外教育においても、教育目標に照らした活動により建学の精神を具現化した人材育成が行われることが必要である。

各学部やキャリアセンター等においては、独自に学生アンケート等を通じて実態を把握し、目的・目標の達成度の点検を行っている部門もあるが、今後は、全学的に本学の特性を発揮した人材育成がなされているのか検証するシステムの構築を検討することも必要である。